

2016年12月7日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECDがBEPS行動15における二国間租税条約改定のための多国間協定を発表

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

経済協力開発機構(OECD)は2016年11月24日、税源浸食と利益移転(BEPS)防止を目指した租税条約関連措置を実施するための多国間協定の本文を公表しました。同協定の本文及び関連する説明文は、2016年11月21日の週に行われた交渉の終了後、OECDによって主催された式典において約100カ国により正式に採択されました。多国間協定の本文及び説明文は、OECDのホームページで閲覧できます。

BEPS行動15における多国間協定は、租税条約関連のBEPS措置を可能な限り迅速かつ一貫性のある方法で、既存の二国間・地域租税条約に導入することを目指すOECDの取組みの要となるものです。

通常、多国間協定は5カ国が批准した後に施行されますが、個別の租税条約については、条約に参加する全ての国が多国間協定を批准し、明確性及び法的確実性を確保するための一定の期間が経過した後に適用開始となります。

多国間協定への署名は2016年12月31日より開始されますが、第1回目の高官による調印式は2017年6月5日の週に行われる見通しです。

## 議論の詳細

### 背景

OECDは2015年10月5日、BEPS行動計画に基づく「二国間租税条約改定のための多国間協定の策定」(行動15)に関する最終レポートを発表しました<sup>1</sup>。本レポートは、全15のBEPS行動計画に関する最終レポートをまとめた最終パッケージの一環として公表されました。

多国間協定は、2015年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において合意された枠組みに基づき、OECD加盟国、G20諸国、その他の先進国・途上国等の100を超える国・地域が1年間にわたる交渉を行って策定されました。

### 内容

多国間協定は、二国間以上の租税条約を改定する場合に適用されますが、既存の個別の租税条約の内容を直接的に改正する改正議定書と同じ機能を果たすものではありません。むしろ、既存の租税条約と並行して適用し、BEPS措置を実施するために租税条約の適用に関する改定を行うものです。その結果、国内の事情により、多国間協定によって改定された対象租税条約の統合版を作成する参加国もありえますが、多国間協定の適用においてこのことは必須条件ではありません。

多国間協定が対象としている租税条約関連のBEPS措置には、(1)行動2:ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の無効化、(2)行動6:租税条約の濫用の防止、(3)行動7:恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止、(4)行動14:紛争解決メカニズムの有効性向上があります。これらの行動に関連する租税条約の条文内容について、2015年10月に公表されたBEPS最終パッケージに基づく合意がなされました。

多国間協定は、条約の条文内容を変更したり増やしたりするものではなく、租税条約とBEPS措置を整合させるために、二国間・地域租税条約をどのように改定するかこのみ焦点を置いています。

唯一、条文そのものの策定及び二国間・地域租税条約への導入方法について交渉が行われたのは、行動14に関する最終レポートにおいて公表された強制的・拘束的仲裁制度に係る条文です<sup>2</sup>。行動14の最終レポートが取りまとめられた際に、20カ国が自主的に強制的・拘束的仲裁制度を既存の租税条約に取り込む意思を表明しました。これに関する条文を策定したサブグループには、最終的に27カ国が参加しました。

多国間協定の目的は、全ての国がBEPS最終パッケージの一部として合意された租税条約関連のミニмумスタンダードを遵守できるようにすることです。その中には、行動6における租税条約の濫用の防止に係るミニмумスタンダードや行動14における紛争解決メカニズムの有効性向上に係るミニмумスタンダード等があります。しかし、こうしたミニмумスタンダードはそれぞれ多くの異なる方法で遵守することが可能であり、また広範囲にわたる国・地域が交渉に関与したことから、多国間協定は様々な国・地域の立場を調整する柔軟性を十分に備えたものとして策定されました。また、ミニмумスタンダードを反映しない条文については、柔軟に対応できるように策定されています。

多国間協定は、以下の柔軟性を有しています。

- ▶ 多国間協定を適用する租税条約の特定を各国に委ねる
- ▶ 各国が自国に最適な選択肢を選択できるように、ミニмумスタンダードに関連する条文に柔軟性を持たせる
- ▶ 条文がミニмумスタンダードに関連しない場合は、その条文を適用対象外とする選択ができる
- ▶ 具体的、かつ、客観的に定義された内容の条文が既に存在する租税条約については、その条文を適用対象外とする選択ができる
- ▶ 強制的・拘束的仲裁制度に関する任意の条文等、任意又は代替の条文を適用する選択ができる

### 影響及び次のステップ

BEPS行動15の多国間協定は、OECDが推奨する措置の実施に向けたOECDの取組みの要となるものです。多国間協定により、租税条約関連のBEPS措置が既存の二国間・地域租税条約に導入されることとなります。

現在有効な租税条約は3,000を超えますが、租税条約の二国間再交渉を従来のやり方で行えば数十年かかることが見込まれ、租税条約関連のBEPS措置の迅速な導入が妨げられることとなります。多国間協定により、今後数年間で2,000以上の租税条約が改正される可能性があります。

各国政府は現在、多国間協定の対象となる租税条約のリストを作成し、選択事項や留保事項について検討しているところです。リストと決定事項は、OECDに通知する必要があります。OECDは、多国間協定の受託機関であり、協定の署名、批准及び実施のプロセスにおいて各国政府を支援します。

2016年12月31日より多国間協定への署名が開始されますが、2017年6月5日の週に行われる第1回目の高官による調印式には多くの国が参加する見通しです。

多国間協定は5カ国が批准した後には施行されますが、個別の租税条約については、条約に参加する全ての国が多国間協定を批准し、明確性及び法的確実性を確保するための一定の期間が経過した後には適用開始となります。

多国間協定の技術的内容や、多国間協定が租税条約関連のBEPS行動(行動2、6、7及び14)の実施に及ぼす影響の詳細については、今後のグローバル・タックス・アラートでお知らせします。

## 巻末注

- 2016年10月10日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases final report on developing a multilateral instrument to modify bilateral tax treaties under BEPS Action 15](#)」をご参照ください。
- 2015年10月8日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases final report on improving the effectiveness of dispute resolution mechanisms under Action 14](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート スミス  
井上 裕記

パートナー +81 3 3506 2426  
シニアマネージャー +81 3 3506 2119

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com  
hiroki.inoue@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20161207

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)